

葛飾区基本構想

(説明資料)

令和 3 年 (2021年)

葛飾区基本構想

(説明資料)

令和3(2021)年
葛 飾 区

はじめに

本区では、平成2年に「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」を将来像として掲げた基本構想を策定しました。この将来像の実現に向けて、この間、4度にわたって基本計画を策定し、着実に区政運営を進めてきました。

しかし、基本構想の策定後30年余りを経過し、地球温暖化の進行、自然災害の激甚化、グローバル化の進行、情報通信技術の飛躍的な進展など、本区を取り巻く社会経済状況が大きく変化しています。

こうした時代の大きな変化を見据え、学識経験者、公募区民、関係団体の代表者等による「葛飾区基本構想・基本計画策定委員会」において、本区の現状や課題を共有しながら未来の本区の方角性について検討を重ねるとともに、「区民と区長との意見交換会」、「葛飾区区民モニターアンケート調査」、「パブリックコメント（区民意見提出手続）」などを通じて、多くの皆様のご意見を伺いながら取りまとめ、令和3年3月の区議会の議決を経て、新たな基本構想を策定しました。

この葛飾区基本構想（説明資料）は、基本構想の策定の背景、議会・策定委員会・区民等の皆様からいただいたご意見、これまでの検討経過等をまとめたものです。

目次

第1部 基本構想策定の背景	1
第1章 本区の現況	1
第2章 人口推計	2
第3章 区民等の声	7
第4章 区政を取り巻く環境の変化	9
第5章 本区の行財政環境	14
第2部 基本構想の検討	15
第1章 基本構想の基本的な考え方	15
第2章 基本構想の理念	17
第3章 本区の将来像	21
第4章 基本的な方向性	24
第5章 基本構想を実現するために	40
第3部 策定経過等	43
第1章 策定経過	43
第2章 葛飾区基本構想・基本計画策定委員会	45
第3章 庁内検討体制	48

第1部 基本構想策定の背景

第1章 本区の現況

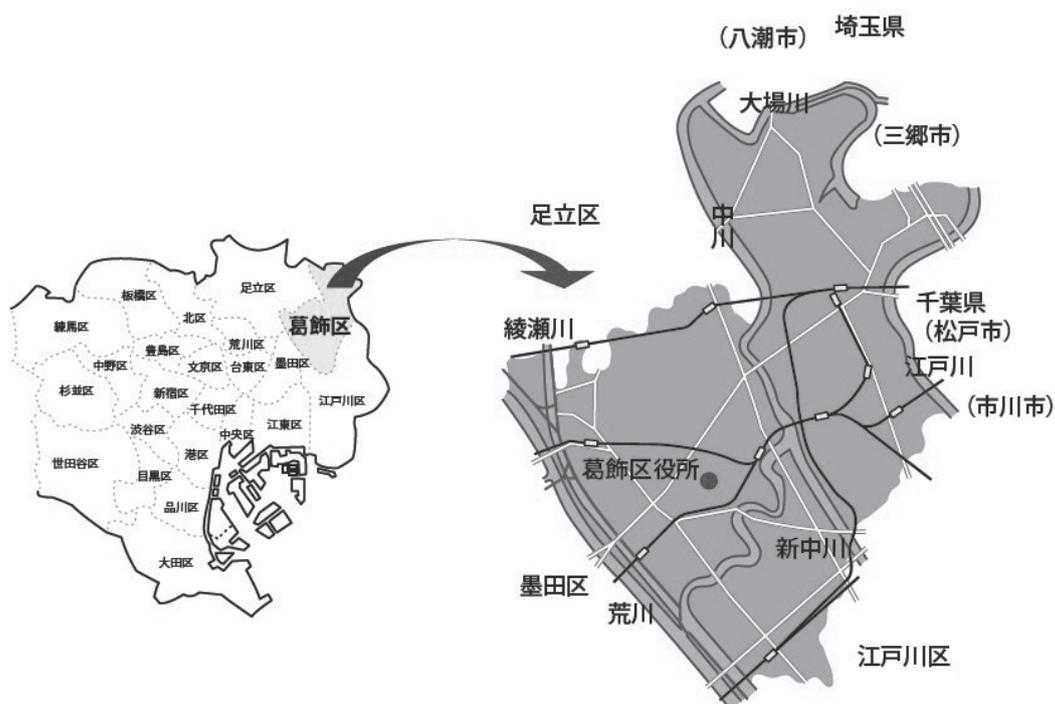
本区は、東京23区の北東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は大場川を境として埼玉県八潮市・三郷市に接しています。

総面積は、34.8 km²であり、23区の中では7番目の広さを有し、旧利根川の河口にできた東京低地と呼ばれる沖積層の低地で、平坦な地域です。荒川、江戸川、大場川が区の境をなしているほか、中川、新中川、綾瀬川が区内を流れており、比較的身近な場所に水辺が多く存在しています。

令和2年1月現在の地目別土地面積（課税地）をみると、約95%が宅地（工業地・商業地を含む。）であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分しています。また、都市計画地域の指定状況は、住宅系用途が59%と大きな割合を占めています。

区は、南西から北東に走る水戸街道（国道6号）と蔵前橋通り、そして、これらと直交する環状7号線、平和橋通りなどの主要幹線道路によって、道路網の骨格が形成されています。鉄道路線は、北からJR常磐線、京成電鉄、JR総武本線が区域の東西を結んでいます。

区内の事業所数、産業従業員数は、平成28年現在で16,636事業所、産業従業者数128,556人となっています。従業者数の内訳をみると、第3次産業が約79%と大半を占めています。

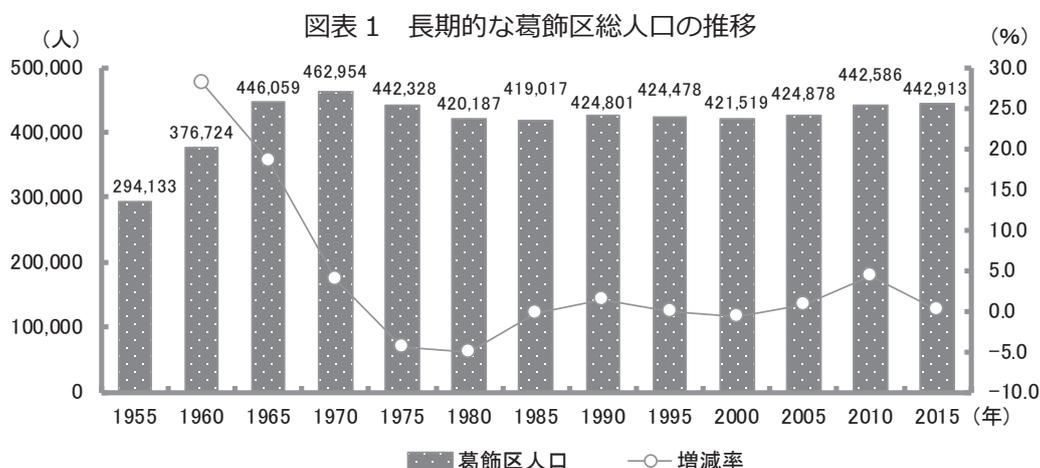


第2章 人口推計

1 葛飾区総人口の推移

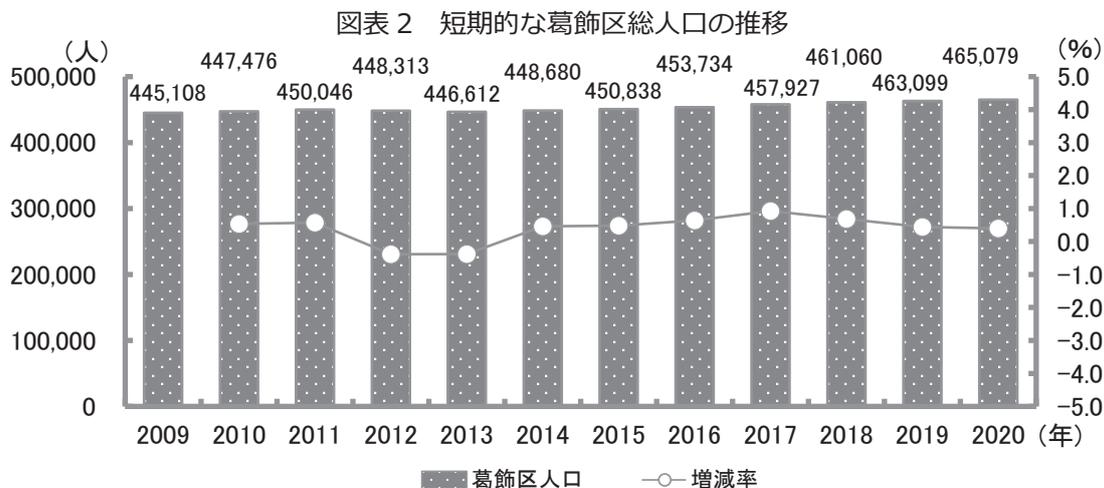
(1) 国勢調査による長期的な葛飾区総人口の推移

国勢調査による葛飾区の総人口の推移をみると、1960年代までは第一次ベビーブームによる出生者数の増加に加え、都・区部への人口流入の高まりから急激に人口が増加しましたが、1970年代に入ると人口減少に転じ、1980（昭和55）年以降は42万人程度の水準で推移してきました。2000（平成12）年以降は都心回帰の傾向から増加に転じ、2010（平成22）年には再び44万人を突破しています。2015（平成27）年10月1日時点の葛飾区の人口は442,913人となっています。



(2) 住民基本台帳による短期的な葛飾区総人口の推移

住民基本台帳による葛飾区総人口の近年の推移をみると、微増傾向で推移しており、2020（令和2）年4月1日時点では465,079人となっています。



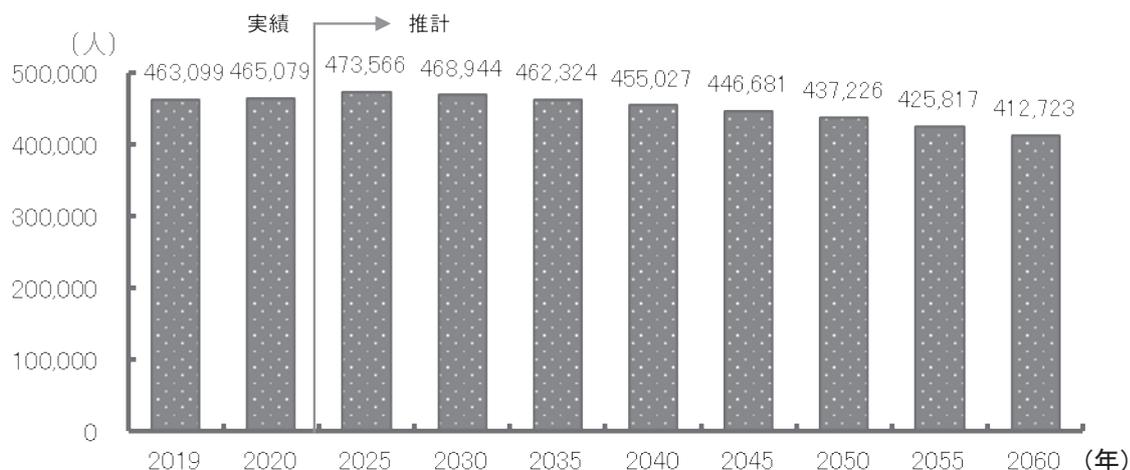
注：国勢調査上の人口と住民基本台帳上の人口の差異は、調査要件、基準日等が異なるために生じるものです。

2 将来人口推計

(1) 将来人口の推移

2060（令和 42）年までの将来人口について推計を行った結果、2025（令和 7）年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しです。2050（令和 32）年には約 43.7 万人、2060（令和 42）年には約 41.3 万人となり、2019（平成 31）年比で約 11%、約 5 万人の減少が見込まれます。

図表 3 2060 年までの葛飾区将来人口



※2019 年、2020 年は 4 月 1 日時点の住民基本台帳による人口

※推計の考え方

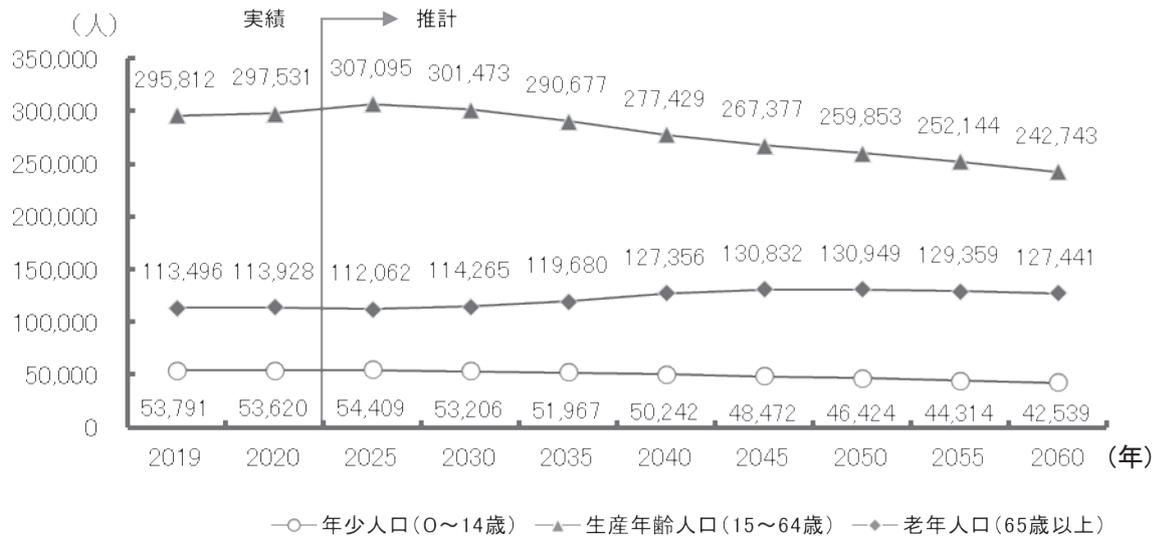
- ①推計方法：コーホート要因法
- ②基準人口と推計期間：2019（平成 31）年の住民基本台帳人口を基準とし、2020（令和 2）年から 2060（令和 42）年まで、5 年ごとの人口を推計
- ③出生率の仮定：2014（平成 26）年から 2019（平成 31）年までの 5 年間の葛飾区の平均値が今後も続くと仮定
- ④生残率の仮定：厚生労働省「2015 年市区町村別生命表」の葛飾区の男女 5 歳階級別の生残率に基づく。
- ⑤移動率の仮定：2014（平成 26）年から 2019（平成 31）年までの住民基本台帳人口に基づく純移動率を基準に、将来的に移動率が減少していくと仮定し、2025（令和 7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」の葛飾区の男女 5 歳階級別の移動率に基づく。

(2) 年齢構成の変化

生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）は2025（令和7）年から減少局面に入り、今後も2060（令和42）年に向けて減少していくことが見込まれます。

老年人口（65歳以上）は、2050（令和32）年までは増加基調が続き、区の人口の約30%に達する見込みです。

図表4 年齢3区分別将来人口の推移

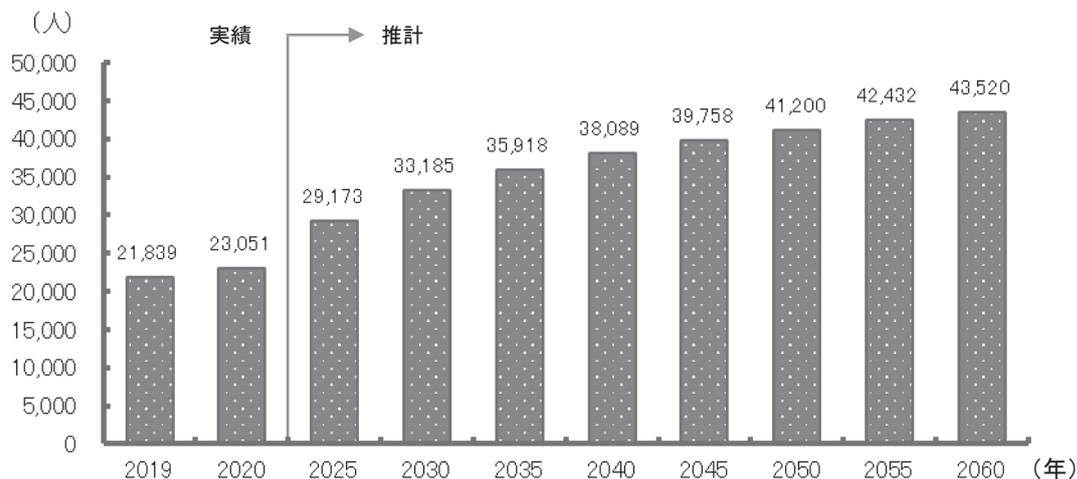


※2019年、2020年は4月1日時点の住民基本台帳による人口

3 外国人人口の推移

外国人人口は、今後も増加していくことが見込まれ、2050（令和 32）年には約 4.1 万人、2060（令和 42）年には約 4.4 万人と、2019（平成 31）年比で倍増する見込みです。

図表 5 外国人将来人口の推移



※2019 年、2020 年は 4 月 1 日時点の住民基本台帳による人口

※推計の考え方

- ①推計方法：コーホート変化率法
- ②基準人口と推計期間：2019（平成 31）年の住民基本台帳人口を基準とし、2020（令和 2）年から 2060（令和 42）年まで、5 年ごとの人口を推計
- ③変化率の仮定：2014（平成 26）年から 2019（平成 31）年までの住民基本台帳人口に基づく変化率を基準に、国立社会保障・人口問題研究所の推計を勘案し、将来的には変化率が徐々に減少しながらも国立社会保障・人口問題研究所の推計で見込まれる水準までは人口の増加が続くと仮定

4 人口推計から見える課題

本区においては、街づくりの推進による本区の利便性の向上や子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生者数の増加等、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めてきました。そのため、近年は転入超過による人口増加が続いている状況です。

一方、上記将来人口の推計によると、2025（令和7）年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しであり、少子高齢化も進行していくことが見込まれます。

人口減少や少子高齢化が進行することにより、税収の減少や社会保障費の増大による財政環境の悪化、空家の増加、地域コミュニティの衰退等が引き起こされる可能性があります。また、保健・福祉・子育て支援分野はもとより、その他の行政サービスのニーズにも大きな影響をもたらします。

こうした中、様々な地域課題に対応し、豊かな地域社会を構築していくためには、区民や事業者、団体等の地域の多様な主体と区がそれぞれの持つネットワークやノウハウ、特性などを活かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことが不可欠です。

また、今後も地域の活力を維持し、豊かな地域社会を構築していくためには、人口総数の増加・維持を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めながら区民の定住化を促進し、誰もが「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めていくとともに、バランスのとれた人口構成となるよう、ファミリー世代や年少人口の増加に向けた施策を展開し、多くの人から「住んでみたい」と思われるまちづくりを進めていく必要があります。

第3章 区民等の声

1 世論調査

世論調査（平成30年度実施）によると、葛飾区に「住み続けるつもり(57.3%)」、「当分の間は住むつもり(27.2%)」と84.5%が定住意向を示しています。また、葛飾区に住み続けたいと回答した方の主な理由としては、持ち家があるとの理由のほか、買い物や交通の便が良いといった理由が多く挙げられている一方、区外へ移りたい主な理由としては、災害時の不安や通勤・交通の便の悪さといった項目が挙げられています。

また、区に力を入れてほしい事項として、安全・安心に関連する項目（防災・交通安全・健康・高齢者支援）、利便性・快適性に関連する項目（交通・道路の整備、生活環境）、子育て支援や教育環境の充実といった項目についての要望が高く、中でも「防災対策」については48.1%の区民が関心を寄せています。

2 転入者・転出者アンケート調査

転入者アンケート調査及び転出者アンケート調査（令和2年度実施）によると、葛飾区への転入理由としては、仕事の都合、住宅の購入・借り換えが多く、葛飾区を選んだ理由として、交通の便、住宅事情、生活の便などが挙げられています。転入者の定住意向としては、3割強が住み続けたいと思っており、持家、一戸建ての借家では定住意向が高く、マンション・アパート等の借家では低い状況にあります。

また、転出理由としては、転入理由と同様、仕事の都合、住居の購入・借り換えによる転出が多く、女性では、結婚を理由とした転出が多い状況です。転出先の自治体を決めた理由については、交通の便、住宅事情が多いことは転入理由と同様ですが、街の雰囲気や治安の良さが上位に挙げられています。交通の便・街の雰囲気を求める人は都内に、住宅事情・物価の安さを求める人は都外に転居しています。

葛飾区に対する評価としては、転入者・転出者を問わず、生活の便・交通の便・自然環境に対する評価が高いという状況です。

3 区民モニターアンケート調査

葛飾区区民モニターアンケート調査（令和元年度実施）によると、「現在の葛飾区のイメージ」に関する質問について、「下町人情あふれ区民の交流が盛んなまち」、「物価が安く暮らしやすいまち」、「水や緑が豊かなまち」、「通勤や買い物に便利なまち」、「子育てしやすいまち」といった項目が上位に挙げられています。

また、「20年後・30年後の葛飾区がどんなまちであって欲しいか」といった質問については、「災害に強いまち」、「高齢者や障害者が安心して暮らせるまち」、「犯罪や交通事故が少ないまち」、「健康に暮らせるまち」といった安全・安心に関する項目が上位に挙げられています。続いて「教育環境が充実したまち」、「子育てしやすいまち」といった子育て・教育環境に関する項目や、「下町人情あふれ区民の交流が盛んなまち」といった項目、「通

勤や買い物に便利なまち」、「街並みや景観が美しいまち」、「物価が安く暮らしやすいまち」、「水や緑が豊かなまち」など、快適性や暮らしやすさに関する項目についても挙げられています。

一方、「葛飾区へ転居を勧める場合にどんなまちであって欲しいか」という質問については、「通勤や買い物に便利なまち」、「物価が安く暮らしやすいまち」といった暮らしやすさに関する項目や、「子育てしやすいまち」などに対する項目が上位に挙げられています。

第4章 区政を取り巻く環境の変化

1 激甚化する災害への対応

近年、大地震をはじめとする自然災害による被害が全国各地で頻発しています。今後マグニチュード7程度の地震が発生する可能性が高まる中、都市型水害等の危険性も増しており、多様化する災害への対策の強化が求められています。また、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、近年増加している外国人区民の視点を踏まえたきめ細かな防災対策、災害時の医療体制整備を推進するほか、帰宅困難者への対策についても強化が求められています。

今後、「自助」「共助」「公助」の取組を効果的に進めながら防災力を強化し、「減災」という考え方に基づく地域防災の仕組みを構築していく必要があります。

2 健康寿命の延伸に向けた対応

日本人の平均寿命は、医学の進歩や国民皆保険制度の普及などにより世界有数の高水準を保っており、令和元年には、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっており、人生100年時代が間近に迫りつつあります。

一方、本区では、悪性新生物(がん)や心疾患などの生活習慣病が依然として死亡原因の上位を占めているほか、国際交流の活性化に伴う新興・再興感染症の流入・まん延リスクや後期高齢者の急増による在宅療養ニーズの高まりなど、新たな課題への対応も求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けるためには、食生活の改善や運動習慣など、好ましい生活習慣を促す健康づくり支援をはじめ、生活習慣病の予防、心の健康づくり、安全・安心な生活環境の確保、医療環境の充実などを推進し、一人一人が健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図っていく必要があります。

3 地域共生社会に向けた対応

核家族化や共働き世帯の増加などの社会の変化の中で、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まり、高齢者、障害者、子ども、低所得者など対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質・量共に公的支援の充実が図られてきました。

しかし、現在では、中高年の「ひきこもり」や生活困窮、「社会的孤立」や「ごみ屋敷」など、複合的な問題を抱える個人や世帯が増えてきています。また、若年性認知症や発達障害が疑われるものの公的な支援制度の狭間にある方への対応や、ごみ出し、買い物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とはならない身近な生活課題への対応も求められてきています。

さらに、障害者差別解消法などの法整備が進んでおり、誰もが個人として等しく尊重され、共生できる差別のない社会の実現に向けた更なる取組も求められています。

今後、地域の助け合いのより一層の推進をはじめ、地域課題を地域が主体的に解決して

いく体制づくりや複合化・複雑化した課題を抱える世帯を受け止める包括的な相談体制づくり等、全ての区民が住み慣れた地域で相互に尊重し合いながら幸せに暮らし続けられる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていく必要があります。

4 公共交通の充実にに向けた対応

公共交通は、区民の生活に欠くことのできない重要な移動手段であり、本区では、鉄道の利便性向上やバス交通の充実に鋭意取り組んできたところです。

高齢社会が進展していく中、移動に困難を抱える高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通の役割が一層重要なものとなっていくとともに、外国人観光客等の来訪者に対する安全・快適な公共交通の提供など、新たな課題も生じています。

今後、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の充実に向け、鉄道やバス交通の整備に加え、円滑な道路交通に欠かせない都市計画道路や駅前広場の整備などの取組を進めていく必要があります。

5 脱炭素社会や循環型社会に向けた対応

現在、温暖化など地球規模の環境問題が顕在化するとともに、これらに起因する自然災害や事件も多発しており、持続可能な社会の実現に向け、気候変動対策や資源の循環、自然環境の保全が求められています。平成 28 年から電力の小売りの全面自由化がなされ、平成 29 年からは都市ガスの小売りの全面自由化が行われるなど、エネルギー供給に関する環境も変化しました。

また、水素エネルギーや再生可能エネルギーなどの普及に向けた新たな技術の開発が進んでいます。さらに、令和元年 6 月に大阪で開催された G 2 0 サミットでは、プラスチックによる海洋汚染問題への対策が協議されるなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進が社会全体の課題とされています。

令和元年 12 月には「ゼロエミッション東京戦略」が策定されるなど、“ゼロカーボンシティ”の表明自治体が増加しており、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す、国を挙げての動きも始まっています。

今後、区民等に対して、地球環境保全への意識を一層高めるとともに、脱炭素社会の構築を目指して区内のエネルギー利用の効率化を推し進める必要があります。また、資源循環型地域社会の形成を目指し、更なる 3 R とごみの適正処理を図る必要があります。

6 外国人区民の増加への対応

近年のグローバル化の進展の中、本区の外国人区民は令和 2 年 12 月現在 22,000 人を超えています。新型コロナウイルス感染症の拡大によりやや減少しているものの、今後も長期的には、外国人区民の増加が予測されています。

外国人区民の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化をもたらし、一部では、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル等が発生しており、地域住民とのコミュニケーションが課題となっています。

今後、日本人、外国人という視点にとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを理解し合い、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進める必要があります。

7 産業構造の変化への対応

葛飾区の産業は全体として縮小傾向にあり、平成 27 年度における昼夜間人口比率は 84.1%と、区外へ働きに出る区民が多くなっています。区内の事業者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や事業承継などの課題が生じています。

また、「第 4 次産業革命」と称される技術革新が従来にないスピードで進行しており、GAF A※に代表されるような膨大な顧客データを活用する巨大 IT 企業が事業を拡大し、既存の産業構造に大きな影響を与えています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 密（密閉、密集、密接）回避の視点からテイクアウト需要やオンラインショッピング・宅配サービスなどの需要が高まっており、オンラインサービスと現実の店舗を併用させたサービスも広がっています。

さらに、就業を希望する女性や高齢者などの潜在的な労働意向を持つ方の労働参加を促すなど、多様な働き方を認めていく「働き方改革」の重要性が高まっています。

今後、産業構造の変化を捉えつつ、事業の拡大・発展を目指す葛飾区内の事業者に対して販路拡大や事業承継支援など、ニーズに応じた取組を実施していく必要があります。また、区内の交通網の整備による勤務地へのアクセス性の向上や、区内における起業促進等による働く場所の確保、女性や高齢者をはじめとする多様な人々の就労促進等に取り組み、働きやすい環境整備を進めていく必要があります。

8 観光への期待の高まり

訪日外国人旅行者数は、平成 25 年からの 5 年間で 3 倍に増加し、史上初の 3,000 万人を超えました。国では、訪日外国人旅行者数等の目標を掲げて取組を進めるとともに、観光立国推進と地域活性化の観点から、いわゆる「民泊」の制度も平成 30 年度から実施されたところです。各自治体においても地域活性化と観光客の獲得に向けた積極的な取組を進めてきました。

本区においても、平成 30 年に「葛飾柴又」が都内初となる国の重要文化的景観に選定され、日本を代表する景観地として、その歴史的・文化的価値を評価されたところです。そして、本区を舞台とする映画「男はつらいよ」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」などによって描き出された東京の下町ならではの情緒や風情は、国内外から訪れる観光客にも人気を集めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪日外国人旅行者数が激減する中、今後、近場観光などの新しい旅行形態の普及・拡大に向けた取組が全国的に活発化していくと見込まれています。

※ GAF A … Google、Amazon.com、Facebook、Apple といった巨大 IT 企業の頭文字をとって総称する呼称

このような状況下、本区においても地域経済の活性化に向けて、観光客のニーズを捉えつつ地域の観光資源を磨き上げ、受入環境の整備やシティプロモーションの強化等の取組を進めていく必要があります。

9 子育て・教育環境に対する意識やニーズの変化

近年、「イクメン」という言葉が定着し、かつては主に母親が担うことが多かった子育てについて「父母共に行っていくもの」とする考え方が主流になりつつあるなど、子育てをめぐる区民の意識が大きく変化してきています。

また、児童虐待件数が年々増え続け、子どもの命に係わる深刻な問題も発生する中、本区においても児童福祉法改正により設置可能となった児童相談所・一時保護所の設置に向けた取組をはじめ、住み慣れた身近な地域で切れ目なく対応できる環境整備が求められています。

加えて、近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、いじめ、不登校、貧困、発達・適応などの課題への対応や、若者においては若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されており、従来の個別分野を越えた取組が求められています。

さらに、人生100年時代を迎えようとする中、国においてA I（人工知能）等の技術革新が急速に進むことを念頭に置いた第3期教育振興基本計画が策定されるとともに、新学習指導要領が全面実施され、「主体的・対話的で深い学び」の実現、小学校におけるプログラミング教育の実施、外国語活動・外国語の授業など新たな学習活動に更に取り組んでいく必要があります。

今後、変化する子育て世代の意識、ニーズ、需要の変化を把握しつつ、切れ目のない支援体制を強化し、誰もが安心して子育てできる良質な子育て環境や教育環境を充実させていく必要があります。

10 情報通信技術をはじめとする技術革新の進展

スマートフォン等の普及によってICT（情報通信技術）の利活用に係る態様が急速に変化しており、日常の情報収集はもとより、SNSなどを活用したコミュニケーション活動が拡大しています。また、ネットショッピングやキャッシュレス決済の普及により購買活動も大きく変化しつつあります。

最近では特に、A I（人工知能）やR P A（ソフトウェアロボットによる業務自動化）などの区民生活の向上や業務の効率化に資するツール・技術にも注目が集まっており、今後、社会環境、労働環境を激変させていくことが予想されています。国では、先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として「society5.0」の実現を掲げており、技術革新がもたらす新たな価値により、経済発展と社会的課題の解決、企業活動や区民生活の一層の向上などが期待されています。

本区においても、経済発展と社会的課題の解決をしながら、洗練された質の高い生活を享受できるよう、技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れていく必要があります。

11 SDGsへの対応

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で、令和 12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）として、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットが掲げられています。

我が国においても、平成 28 年 5 月に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置されるとともに、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、その実現に向けた取組が進められています。

本区においても、SDGs が目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向け、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進めるとともに、SDGs の理念を区民、事業者等に広く浸透させつつ、協働により取組を進めていく必要があります。

12 アフターコロナ・ポストコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、3密（密閉・密集・密接）を回避する生活様式が広く浸透し、テレワークや web 会議の活用をはじめ、医療・教育など様々な場面においてオンラインサービスを活用する動きが急速に広がりを見せています。今後も、こうした新しい生活様式をはじめ、デジタル技術により人や組織、地域がオンラインでつながる社会が更に浸透していくと見込まれており、いわゆるアフターコロナ・ポストコロナと呼ばれる「新たな時代」が到来しているといわれています。

今後、進展する先進技術を最大限に活用しながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、環境に優しく安全・安心・快適な暮らしやすいまちに向けた取組が必要です。また、オンライン化が進む今こそ、本区がこれまで培ってきた人情味あふれる人や地域のつながりを一層広げることで、人々の心が「親密・緊密・濃密」の 3密でつながった温かく力強い地域を創造して協働の取組を更に推し進め、地域の人々の発意と活力に満ちた魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

第5章 本区の行財政環境

近年、国は「地方創生の推進」と「都市と地方の税源の偏り」を理由に、地方自治体の財源である企業等の住民税（法人住民税）の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直しや、ふるさと納税等、都市部から税源を吸い上げ、地方へ分配する動きを進めています。

今後、人口減少や少子高齢化が進行することにより、税収の減少や社会保障費の増大が懸念されている中、本区の公共施設は昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、老朽化に伴い、更新時期を迎えていく状況にあるほか、いわゆるアフターコロナ・ポストコロナ時代と呼ばれる新しい時代における生活様式への対応も必要とされており、本区の行財政を取り巻く環境は、決して楽観視できない状況にあります。

今後も更に多様化・高度化していく行政需要に対応していくためには、人、組織、公共施設、財源といった限りある経営資源を最適に活用しながら、持続可能な区政経営を推進していかなければなりません。

そのためには、真に必要な区民サービスを提供できるよう、区民の目線に立って事務事業の見直しをはじめとする経営改革の取組を進め、ICT（情報通信技術）の活用をはじめとする効果的・効率的な行財政運営と財政基盤の強化を図っていく必要があります。

第2部 基本構想の検討

第1章 基本構想の基本的な考え方

1 基本構想の役割

基本構想は、本区の置かれている自然的、歴史的、社会的な諸条件を考慮し、長期的展望に立って将来における望ましい姿を描き、それを実現するための基本的な方向を示すものです。

また、基本構想は、まちづくりに当たって、葛飾区の地域に関わる全てのものが協力してその実現に努めるべき目標であり、本区の計画的行政運営の指針としての役割はもちろん、区民、国、他の行政機関が尊重すべき指針としての役割をもつものです。

2 基本構想の前提

(1) 対象区域

葛飾区全域を対象とします。また、区民の生活圏は行政圏域を越えて広域化していることから、本区を取り巻く周辺諸都市の状況についても十分配慮します。

(2) 区民

この基本構想において「区民」とは、本区に居住する者をはじめ、本区内で働き、活動する者、事業者、団体など本区に関係するものを広く含むものとします。

(3) 将来人口

本区の令和32年の人口については、次のとおりであると推計します。

	令和32年	参考：令和2年
総人口	約43.7万人	463,837人
年少人口（0～14歳）	約4.6万人（約11%）	53,198人（約11%）
生産年齢人口（15～64歳）	約26万人（約59%）	296,375人（約64%）
老年人口（65歳以上）	約13.1万人（約30%）	114,264人（約25%）
外国人人口	約4.1万人（約9%）	22,136人（約5%）

注 令和2年は、令和2年12月現在の住民基本台帳による人口

策定委員会※・議会からの主な意見

- ・ 30年程度を見据えて策定を進めたのであれば、計画期間を明示するべきである。
- ・ 基本構想の名称に計画期間を付して、いつの基本構想かわかるようにするべきである。
- ・ 基本構想上で使用される「区民」という用語が示す範囲について整理するべきである。
- ・ 30年後には、およそ10人に1人が外国人となる点について記載するべきである。
- ・ 将来人口は、現状の数値と30年後の数値を記載するべきである。

※ 策定委員会 … 葛飾区基本構想・基本計画策定委員会（以下同じ。）

検討経過

1 計画期間

基本構想の計画期間については、基本計画が 10 年を計画期間としていることから、20 年～30 年程度を見据えて策定することとし、人口推計についても 30 年後の状況を示すこととしました。

この点、上記のとおり、計画期間として位置付けて記載するべきという意見や、基本構想の名称に計画期間を付すべきといった意見があったところですが、これまでの基本構想においても計画期間を明示してこなかった経緯も踏まえ、将来、社会経済状況が大きく変化した際に見直しを検討するべきものとして、計画期間を定めないこととしました。

2 区民の定義

「区民」を狭義で捉えた場合、住民基本台帳上の「住民」を示すものとされていますが、現在、本区に居住する者に限らず、本区で働く者、事業者、団体などの多様な主体が、本区内で生活し、活動しています。

そこで、基本構想における「区民」の定義を「本区に居住する者をはじめ、本区内で働き、活動する者、事業者、団体など本区に関係するものを広く含むもの」とし、基本構想の実現に向け、当該区民と区、国、関係する行政機関とが協働して取組を進めていくものとしてしました。

3 将来人口

将来人口については、本基本構想が 20 年～30 年程度を見据えて策定することとしたことから、30 年後の令和 32（2050）年の人口推計を示すとともに、上記意見を踏まえ、年齢階層別の人口推計に加え、外国人人口の将来推計についても記載しました。

第2章 基本構想の理念

人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、本区が将来にわたって豊かな地域社会を構築していくため、次の3点を区政運営の根本を貫く考え方とし、基本構想の理念とします。

1 人権・平和・多様性の尊重

全ての人々は、平和な社会の中で、安全で健康な生活を営み、個性を尊重され、誰もが持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うする自由と平等を保障されなければなりません。

そのために、全ての人々が、平和を尊び、多様性を尊重することが個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であると認識し、互いの人権と個性を尊重し、協力し合い、支え合う、多様な可能性が開花する豊かな地域社会を構築していきます。

2 持続的な発展

本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくとともに、経済・社会・環境の統合的な向上を図っていかねばなりません。

経済的な豊かさに加え、心の豊かさや生活の質の面からも持続的な進化・発展を追求し、誰もが幸福を実感しながら安全・安心・快適に暮らし続けられる、真に豊かな地域社会を構築していきます。

3 協働によるまちづくり

地域の人々の発意と活力に満ちた地域社会を構築していくためには、そこに住み、働き、学び、憩う全ての人々が、まちづくりの主役として、共に取り組んでいかなければなりません。

地域に集う多様な主体が、互いの信頼と尊重の下、共に区の未来を考え、それぞれの得意とするところを活かしながら協働してまちづくりを進めていくことで、豊かな地域社会を構築していきます。

策定委員会・議会からの主な意見

- **理念の位置付け**
 - ・ 将来像よりも理念を上位に位置付けるべきである。
 - ・ 人口減少や少子高齢化の進展が見込まれるといった背景について、基本構想の中に記載するべきである。

- **人権・平和・多様性の尊重**
 - ・ 近年の様々なハラスメントなど、人権課題の意識の変化を踏まえて記述するべきである。

○ 持続的な発展

- ・ SDGsについては、2030年までのものという整理をせずに更に長い時間をかけて達成すべき目標であり、持続可能な葛飾を実現するための方向性として基本構想に記載すべきである。
- ・ 基本構想に最近のトレンドとなっているフレーズや用語を使用すると、時代にそぐわなくなるため、そのまま使用せず、地域の実情を踏まえてその考え方などを記載していくべきである。
- ・ 年齢構成のバランスを「なるべく維持する」、「これ以上崩さないようにしていきたい」という趣旨を的確に表現すべきである。
- ・ 持続的な発展のためには、区民の健康寿命を伸ばすことが重要になる。
- ・ 持続的な発展を阻害するのは、人口減少や労働力の減少であるから、人口動態等を踏まえ、適切な税や社会保障費の負担を検討していく必要がある。
- ・ 持続的な発展のためには、教育に力を入れていく必要がある。

○ 協働によるまちづくり

- ・ 憲法の前文を引用するなど、区民一人一人の権利や責任を明示するとともに、まちづくりの主役は区民であることを明確にするべきである。
- ・ 現在の協働は、区民が行政に協力しているイメージであるため、もっと大きく捉えた「協働」を進めていく必要があり、「総働」など他の用語にすることも含めて検討するべきである。
- ・ 協働の在り方を基本構想上で明確にし、基本計画でその内容を具体的に記述して、推進していく必要がある。
- ・ 協働の考え方は、区政への参加を見据えた概念とし、若い区民や外国人も区政に参画できるようにしていく必要がある。

区民からの主な意見

- ・ 「多様性の尊重」の理念は、外国人人口も増えており、大切である。
- ・ 人口は、思ったより減らない印象ではあるが、葛飾区の良い点をアピールして、人口を減らさないようにしていく必要がある。
- ・ 年少人口の増加を目指す基本構想であるということを強く示すべきである。
- ・ 多様な主体が協働してまちづくりを進めるという理念に賛成する。
- ・ 理念実現のため、多様な主体によるまちづくり活動を支援する姿勢を示すべきである。
- ・ 今後厳しい財政状況等を迎えるのであれば、何でも行政にお願いするのではなく、自分たちの問題は自分たちで解決できるようなまちをつくっていく必要がある。

検討経過

1 理念の位置付け

人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、本区が将来にわたって豊かな地域社会を構築していくための区政運営の根本を貫く考え方について、理念として位置付けるとともに、理念を踏まえた将来像、その実現に向けた基本的な方向性を示す形で基本構想を体系付けることとしました。

2 理念の内容

(1) 人権・平和・多様性の尊重

全ての人々は、平和な社会の中で、安全で健康な生活を営み、個性を尊重され、誰もが持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うする自由と平等を保障されなければならない旨について、理念として掲げたものです。

全ての人々が、平和を尊び、多様性を尊重することが個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であると認識し、互いの人権と個性を尊重し、協力し合い、支え合う、多様な可能性が開花する豊かな地域社会を構築していくことを区政運営の根本を貫く考え方として位置付けました。

(2) 持続的な発展

人口減少、少子高齢化の進展が予測される中、本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくことが必要です。経済的な豊かさに加え、心の豊かさや生活の質の面からも持続的な進化・発展を追求していくことが必要であるという認識の下、「持続的な発展」を区政運営の根本を貫く考え方として位置付けました。

この点については、上記のとおり、SDGsについて基本構想に記載するべきといった意見があったところですが、SDGsが令和12(2030)年までの目標であることや、長期に及ぶ基本構想には、最近用いられている用語等を使用せず、その考え方を記述するべきといった意見なども踏まえ、その趣旨である「経済・社会・環境の統合的な向上を図り、持続可能な発展を目指す視点」について表記することとしました。

また、上記意見の中で、持続的な発展に必要とされた事項については、基本的な方向性などの中に位置付けました。

(3) 協働によるまちづくり

人口減少、少子高齢化の進展が予測される中であっても、様々な地域課題に対応し、豊かな地域社会を構築していくためには、「協働によるまちづくり」を進めていくことが必要であるという認識の下、これを区政運営の根本を貫く考え方として位置付けました。

この点については、上記のとおり、まちづくりの主役は区民であることを明確にす

るべきという意見、区民が行政に協力する形の「協働」だけではなく、区民同士の協働も含めるため「総働」などの文言に変えるべきであるという意見、区政への参加も見据えた概念と位置付けるべきといった意見などがありました。

「協働」の文言については、本区がこれまで進めてきた「協働」をより発展させていく趣旨から他の用語には変更しないこととしたものの、本区のまちづくりの主役を「住み、働き、学び、憩う全ての人々」と位置付けました。また、本区の「協働」は、区民同士の協働や区民の区政への参加の概念も含めたものであるものとし、「地域に集う多様な主体が、互いの信頼と尊重の下、共に区の未来を考え、それぞれの得意とするところを活かしながら進めるもの」と位置付けました。

第3章 本区の将来像

今後、本区がまちづくりを進めるに当たっての長期的な目標である将来像を次のとおり定めます。

河川、美しい花や緑に囲まれた自然環境、思いやりの心あふれる人情に支えられた人と人とのつながり、地域、文化、産業などの本区の特性を磨き上げ、輝かせながら、誰もが生涯にわたって安全・安心・快適に、自分らしく暮らし続けられるまち「葛飾」を実現します。

この将来像の実現に向け、将来にわたり、区民と区、国、関係する行政機関とが協働して取り組みます。

みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾

策定委員会・議会からの主な意見

- **協働の要素について**
 - ・ 「区民とつくる」とすると、「区と区民との協働」に限定されるイメージがあるため、「みんなでつくる」などの表現にするべきである。
 - ・ 「区民」を幅広く定義し「区民とつくる」としているが、「区民」の定義を読んでいない区外の人からは閉鎖的なイメージとなるため、「みんなでつくる」とするべきである。

- **水と緑（自然）の要素について**
 - ・ 「水がゆたか」という言葉は水害のイメージを連想させるため、適切ではない。「水と緑と調和した」などの表現にするべきである。また、水と緑という古い葛飾のイメージではなく、未来的なまちを目指すべきである。
 - ・ 水と緑は葛飾区でなくてもどこでも持てるイメージであり、新しいイメージを打ち出す必要がある。
 - ・ 子どもが心豊かに育つには水と緑、土、太陽が大事な要素であり、「水と緑ゆたかな」という表現を残すべきである。また、水辺に恵まれた環境を災害の視点からも活用するべきである。
 - ・ 今後も河川の積極的な利活用を行って、地域のまちづくりと融合した取組もしていくべきである。
 - ・ 昔は水路が多く、水と親しむ環境が多かったが、今は親水公園が残っている程度である。水を活かした美しい景観やもっと身近に水を感じられる環境をつくっていくべきである。

○ 人情・心のふれあいの要素について

- ・ 葛飾は「人情」のイメージが強い。「人情」を未来の子どもたちに残していくべきであり、基本構想の中に位置付けるべきである。
- ・ 「人が優しく、面倒見が良い」といった点は葛飾区の大きな魅力であり、区民のアイデンティティにつながる。こうした魅力を輝かせて他区と差別化するべきである。
- ・ これからも大事にしなければならないものであり、今後この言葉を使っていくことに非常に重要な意味がある。「人情」という言葉はぜひ残してほしい。
- ・ 「人情」は古いというが、これからの時代こそ非常に重要である。将来像に位置付けるべきである。
- ・ 「人情」という言葉自体は古く、「義理人情」といった趣旨で使用されるため、将来像では別の表現を使用するべきである。
- ・ 本文中に解説を付け、義理人情の「人情」ではないと明記するべきである。

○ 暮らしやすさ・住みよさの要素について

- ・ 「住みよいまち」という表現は居住者の視点に留まっており、居住者以外の広い意味で区民を捉えるのであれば、「暮らしやすい」、「やさしい」などの表現にするべきである。

○ その他

- ・ 将来像の最後に「葛飾」を付けるなど、一見して本区の将来像であると分かるようにするべきである。
- ・ 基本構想の将来像のイメージが昔と今では違ってきているため、同じ言葉を使用するとしても、背景や内容が分かるようにするべきである。
- ・ 将来像は、なるべく短いフレーズにするべきである。
- ・ 将来像や方向性などの取組主体は区なのか、区も区民も合わせてなのか、区民という言葉の定義と併せて検討するべきである。

区民からの主な意見

- ・ 協働に関しては、継続が大切である。水と緑と人情を大切にしていきたい。
- ・ 人情の定義については、思いやりに加え、優しさ、叱るといった要素も必要である。
- ・ 将来像は、30年前からほとんど変わっていない。新しい視点で見直すべきである。
- ・ 暮らしやすいまちであると同時に、区外（他府県・海外を含む。）から見て緑と川に恵まれ、様々な魅力（食・住・学・遊・楽しみ）を有するまちであってほしい。

検討経過

(1) 中間のまとめ(案)までの検討経過

将来像については、当初、現基本構想の将来像である「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」に、協働の要素である「区民とつくる」を追加し、「区民とつくる、水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」を掲げ、現基本構想の策定時における背景等を確認しながら検討を開始しました。

中間のまとめ(案)について検討した第4回策定委員会(全体会)において、水と緑・自然の要素について、新たな将来像にも引き続き位置付けるべきという意見と、変更するべきという意見の両方が出されるとともに、「人情」を将来像として位置付けていくべきという意見、居住者以外の広い意味で「暮らしやすい」「やさしいまち」といった表現にするべきという意見、末尾に「葛飾」の文言を追加し、本区の将来像であることを明確にするべきといった意見が出されました。

そこで、協働の要素、自然の要素、心のふれあいの要素、住みやすさ・暮らしやすさといった要素を基本構想の将来像の基本コンセプトとすることとしつつ、これらの意見を踏まえ、文言については引き続き検討することとされました。

(2) 素案に向けた検討経過

上記意見を踏まえ、第8回策定委員会(全体会)に、「区民とつくる、水と緑と人情がやく 暮らしやすいまち・葛飾」を提示しました。

同策定委員会では、「人情」の文言を加えることについて主に意見が出され、「人情」という言葉は古く、「義理人情」といった形で「義理」と一緒に使用されることから、「人情」を将来像に位置付けることには懸念があるという意見が出されました。一方、「人情」は今後も大事にしなければならないものであり、人間関係が希薄化していく中、協働によりまちづくりを進めていくためにも、この言葉を使っていくことに非常に重要な意味があるといった意見も出されました。

また、冒頭の「区民とつくる」については、「区民」の定義を知らない人が読むと閉鎖的な印象を与えること、また、「区と区民との協働」に限定される印象を与える懸念があることから、「みんなでつくる」などの表現にするべきであるといった意見が出されました。

(3) 素案における検討経過

上記の意見を踏まえ、第10回策定委員会(全体会)に、「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」とする案を提示し、同案で了承されました。

基本構想の本文中に、将来像の趣旨を記載して「人情」の意味合いを示すとともに、「水と緑と人情」という本区の魅力が区外から輝いて見え、今後もみんなで磨き上げながら、更に輝かせていくという趣旨から「水と緑と人情が輝く」とし、これを協働により、みんなでつくりあげていくものと位置付けました。

第4章 基本的な方向性

将来像を実現するため、次の5点を基本的な方向性として定め、区民と区、国、関係する行政機関とが協働して取り組みます。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 基本的な方向性の担い手は、区なのか、区民も含むのかといった点について整理する必要がある。

検討経過

上記、本章に掲げる基本的な方向性の担い手について明確にするべきという意見を踏まえ、区民と区、国、関係する行政機関とが協働して取り組むものであることを明確にしました。

ここでの区民の定義は、第1章に記載したとおりであり、「本区に居住する者をはじめ、本区内で働き、活動する者、事業者、団体など本区に關係するものを広く含むもの」とし、本区に關係するものを含めた区民と区、国、關係する行政機関とが協働して基本的な方向性に掲げる取組を進めていくこととしました。

基本的な方向性については、区民の要望の高かった「安全・安心に関する要素」、「子育て・教育環境の充実に関する要素」、「生活の利便性・快適性に関する要素」に加え、策定委員会・議会からも要望の多かった「産業・文化振興に関する要素」について掲げるとともに、今後のまちづくりに不可欠な要素となる「先進技術の活用」を加えた5つの基本的な方向性を掲げていくこととしました。

1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち

地震、水害等の自然災害や、犯罪、事故、感染症拡大等の危険のない安全なまちであること、また、生涯にわたって健やかに自らの望む生活を安心して送れることは、そこに暮らす全ての人々の幸福の礎となります。

共に協力し合い、支え合いながら、誰もが生涯にわたり、安全・安心に、かつ幸せに暮らせるまちを目指します。

(1) いつまでも安全に暮らし続けられるまち

災害、犯罪、事故、感染症などのあらゆる危機から生命と財産が守られるよう、「自分の身は自分で守る」という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めて防災力を向上し、いつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。

- 災害時の被害を最小限に食い止める事前復興と減災の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。
- 地域の人々が一体となって防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪がなく、安全に暮らせるまちをつくります。
- 自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが事故なく安全に生活できるまちをつくります。
- 食品の安全体制を確立するとともに、医療提供体制の整備や感染症の予防と拡大防止に向けた対策を講じ、衛生的で安全な生活を送れるまちをつくります。

(2) いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまち

生涯を通じていきいきと健やかに暮らせる環境と、支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが、住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちをつくります。

- 区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるまちをつくります。
- 疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療を受けられるまちをつくります。
- 高齢者が自分らしくいきいきと過ごせる環境をつくるとともに、介護が必要となっても、地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちをつくります。
- 障害のある方もない方も、誰もが自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けられるまちをつくります。
- 発達の違いや障害のある方が、一人一人の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、自分らしく生活できるまちをつくります。
- 生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるまちをつくります。

趣 旨

激甚化する地震、水害等の自然災害や、犯罪、事故、感染症拡大等の危険のない安全なまちであること、また、生涯にわたって健やかに自らの望む生活を安心して送れることは、そこに暮らす全ての人々の幸福の礎となるものです。

「安全・安心なまち」については、世論調査等においても区民の関心が最も高いものであることを踏まえ、共に協力し合い、支え合いながら、誰もが生涯にわたり、安全・安心に、かつ幸せに暮らせるまちを目指すこととし、「いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち」を基本的な方向性として掲げました。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 自助・共助・公助の視点から防災について記載するべきである。
- ・ 「自分の身は自分で守る」については、防災にも防犯にも必要な視点である。
- ・ 「安全・安心」という1つの方向性で、防災施策と高齢者施策を示すべきではない。
- ・ 激甚化する災害への対応が不可欠であり、大きな災害の際に、企業や区民をいかに守っていくかという点について、基本構想に記述するべきである。
- ・ 「住民の福祉」を1番に位置付けるべきであり、低所得者の課題などについては共助ではなく公助で進めるべきである。
- ・ 地域の福祉のためには、地域の活性化が不可欠である。
- ・ 健康寿命の延伸に向けて、新時代に必要なスキル獲得に向けた再教育やスポーツ・介護予防なども含めた検討が必要である。
- ・ 感染症の拡大を受け、地域の公衆衛生を区がどのように考えるのかが問われている。

区民からの主な意見

- ・ 風水害に襲われる危険が大きい地区があることは、住民の生死に関わる課題である。
- ・ 葛飾区は洪水などの災害を受けやすいため、高齢者や児童にも安心して暮らせるまちとしていくことが大切である。
- ・ 事前復興（減災）の視点からも日頃から防災に強い市街地体制を促進し、各自の避難準備行動に万全な備えを進めることが重要である。
- ・ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の基本的な考え方を様々な方法で区民に周知していくことが重要となる。
- ・ 協働意識の高い本区では、自治町会や消防団などの地元力を活かす組織の強化や充実を図り、「共助」の意識の向上も併せて図っていく必要がある。
- ・ 自助・共助という考えを進め過ぎず、自己責任論を強めるようなメッセージは避けるべきである。
- ・ 健康的で文化的な最低限度の生活を営むための権利擁護に取り組むべきである。
- ・ 困り事を抱えた家庭を地域全体の多面的な支援で支えるべきである。

検討経過

(1) いつまでも安全に暮らし続けられるまち

危機管理・防災、生活安全、交通安全、衛生など安全なまちづくりを進めるための方向性を示すものです。

当初、「災害に強く、犯罪や事故のない安全なまち」を表題に掲げ、災害に強く、犯罪や事故のない、いつまでも安全に暮らし続けられるまちづくりを進める方向で検討を開始しました。

しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、公衆衛生についての方向性を示すべきという意見等を踏まえ、本項目については、防災・防犯・交通安全に限定せず、感染症拡大等も含めた「あらゆる危機に備える視点」から見直しを図りました。

上記意見も踏まえながら、感染症対策を含む公衆衛生に関する方向性についても位置付けることとし、災害、犯罪、事故、感染症などのあらゆる危機から生命と財産が守られるよう、「自分の身は自分で守る」という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めて防災力を向上して、いつまでも安全に暮らし続けられるまちづくりを進めることとしました。

(2) いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまち

健康づくり、医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者支援といった健康・福祉に関する方向性を示すものです。

生涯を通じていきいきと健やかに暮らせる環境と、支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが、住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることとしました。

また、上記意見のとおり、健康寿命の延伸や福祉の向上のため、健康・福祉施策だけでなく、産業施策・スポーツ施策や地域の活性化に向けた取組なども併せて進めながら、いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまちの実現に向けた取組を進めることとしました。

2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち

まちの活力を生み出す源泉は、「人」です。本区が持続的に発展していくためには、その地域に関わる「人」の力が最大限に発揮されることが大切です。

安心して子どもを産み育てられる環境や、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境を充実させるとともに、人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯を通じて、学び、成長し、活躍し続けられる「人が育つまち葛飾」を実現します。

(1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち

地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまちをつくります。

- 妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に育つまちをつくります。
- 子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また、困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくります。
- 学校・家庭・地域などが連携し、子どもの多様な体験や世代を超えた交流を促進することで、社会全体で子どもの成長や自立を支え合うまちをつくります。
- 青少年が地域活動に参画し、地域に暮らす一員として健全に成長できるまちをつくります。

(2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち

子どもたちが葛飾に住む誇りと自信を胸に、自らの夢や希望を実現し、地域の担い手としても活躍できるまちをつくります。

- 明日の葛飾を担う子どもたちが、変化の激しい社会でたくましく成長して自らの夢や希望を実現できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を養うまちをつくります。
- グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びや文化・芸術に触れる経験の中で培われる資質・能力、豊かな人間性・人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるまちをつくります。
- 乳幼児期から青年期に至るまでの教育支援体制を整備し、多様な学習環境が充実したまちをつくります。
- 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して学習に取り組めるまちをつくります。
- 経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し、自立した大人に成長できるまちをつくります。
- 学びの出発点となる家庭教育を支援し、子どもがより良く生きていくための基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付け、健全に成長できるまちをつくります。

(3) 生涯にわたって学び、充実した活動ができるまち

誰もが生涯にわたって、学び、文化・芸術、スポーツなどを楽しみながら、いきいきと活動し、心豊かな人生を送れるまちをつくりまします。

- 多様な学びの場や機会を充実させるとともに、学んだ内容を地域に活かす学びの循環を促進し、区民が生涯にわたって自己の個性と能力を磨き、いきいきと活躍できるまちをつくりまします。
- 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備し、区民が集い、学び、交流し、個人や地域の課題解決など様々な活動に取り組める知的創造活動の拠点として図書館を充実させ、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。
- いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、区民一人一人の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、安全・安心にスポーツに親しめる環境を充実し、スポーツを通じた交流を深めつつ、いきいきと健やかに暮らせるまちをつくりまします。

趣 旨

まちの活力を生み出す源泉は、「人」であり、本区が持続的に発展していくためには、その地域に関わる「人」の力が最大限に発揮されることが大切です。

こうした認識については、下記のとおり、策定委員会・議会からも意見が寄せられたことから、安心して子どもを産み育てられる環境や、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境を充実させるとともに、人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯を通じて、学び、成長し、活躍し続けられる「人が育つまち葛飾」の実現を目指すこととし、「子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち」を基本的な方向性として掲げました。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 産業・街づくり・防災、何をするにも人が必要であり、持続可能性の観点からも、人材の確保が何よりも重要である。
- ・ 子どもの権利条約の考え方なども踏まえて、基本構想を記述するべきである。
- ・ 未来を担う若い人が希望を持てるよう、若者が交流できる環境づくりに取り組むべきである。
- ・ 子どもが「元気に」という表現ではなく、「健やか」、「豊か」といった表現とするべきである。
- ・ 成長期における学び、教育の重要性を明記し、グローバル社会を生き抜くための体力、学力、多様な文化と共生する人間力を育てていく必要がある。
- ・ 「家庭の教育力向上」について家庭の負担が大きくなり過ぎないようにするべきである。
- ・ 教育環境よりも、学習環境を重視するべきである。
- ・ 文化・芸術について教育していく視点も加えるべきである。
- ・ 生涯学習や豊かな区民文化の創造に関する現基本構想の記述については、新基本構想にも活かすべきである。

区民からの主な意見

- ・ 子育て家庭が柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを実践できる子育て環境の整備が必要である。
- ・ 葛飾区の学力レベルの向上のためにも、幼児に対する質の高い教育が必要である。
- ・ 乳幼児の保護者、乳幼児自身により良い成長につなげていく内容とするべきである。
- ・ 子どもたちが、自らの夢や希望を「仲間と共に」実現できるようにするべきである。
- ・ 家庭の経済力や養育能力の格差によって不利益を被っている子どもの育ちを多様な主体と協働してサポートし、家庭の収入にかかわらず学習できる環境を整備するべきである。
- ・ 子どもの最善の利益を掲げる「子どもの権利条約」の考え方について記述し、それについて、子どもや保護者が学べる機会をつくるべきである。
- ・ 虐待や貧困を抱える家庭を取り残すことなく、全ての子どもたちが、葛飾に生まれてきて良かったと体感できるような故郷を目指してもらいたい。
- ・ 「親育ち」できる場が必要であり、民間を含めた地域の資源を活用して「親に対する」切れ目ない子育て支援が必要である。

検討経過

(1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち

子育て支援、子ども・若者支援に関する方向性を示すものです。

地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまちづくりを進めることとしました。

上記意見を踏まえ、妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援や質の高い保育サービスを提供して、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に育つまちをつくることとし、子どもの権利条約の考え方も踏まえつつ、子ども・若者を支援し、社会全体で子どもの成長や自立を支え合いながら、地域に暮らす一員として健全に成長できるまちをつくることとしました。

なお、上記のとおり、「子どもが元気に」という表現について、「健やか」などの表現にするべきといった意見もあったものの、「元気はつらつ」といった意味合いに限らず、「健やか」といった要素も含めて、「元気」という言葉で表記することとしました。

(2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち

本区の学校、地域、家庭における教育に関する方向性を示すものです。

更なるAI（人工知能）等の技術革新の進展が見込まれる中、上記意見を踏まえ、文化・芸術に係る教育の視点、グローバル社会を生き抜くための学力、体力、人間力を育む視点、子どもたちが学習に取り組むことができる学習環境の充実に係る視点、家庭教育を支援する視点なども加えながら、子どもたちが葛飾に住む誇りと自信を胸に、自らの夢や希望を実現し、地域の担い手としても活躍できるまちづくりを進めることとしました。

(3) 生涯にわたって学び、充実した活動ができるまち

生涯学習、図書館、スポーツに関する方向性を示すものです。

人生 100 年時代を迎えようとする中、上記意見のとおり、現基本構想の記述を踏まえつつ、誰もが生涯にわたって、学び、文化・芸術、スポーツなどを楽しみながら、いきいきと活動し、心豊かな人生を送れるまちづくりを進めることとしました。

なお、文化・芸術については、生涯学習的な要素もあるものの、文化的資源の活用の視点が観光施策とも関連することや、本区の観光・文化を通じて、豊かに生活を楽しめるにぎわいあるまちを目指す視点から、基本的な方向性 4 「葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち」の中に位置付けることとしました。

3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち

心安らぎ、快適な空間の中で、自分らしく充実した生活を送ることは、そこに暮らす全ての人の願いです。

本区の特徴である河川や自然豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、良好な住環境や利便性の高い交通環境が整備された、人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

(1) 人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

誰もが、思いやりの心を持って互いの個性や文化の違いを認め合い、共に支え合いながら自分らしく暮らせるまちをつくりま

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を發揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくりま
- 誰もが互いの個性・文化・習慣の違いを認め合い、共に支え合いながら暮らせる環境を整備することで、多文化共生を推進するとともに、多様性が輝くまちをつくりま
- 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインに基づいたまちをつくりま
- 世界恒久平和や核兵器廃絶に向けた区民の意識が高く、平和を尊ぶまちをつくりま

(2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち

葛飾の特徴である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、地球温暖化やそれに伴う気候変動に対応し、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくりま

- 区内を流れる河川や公園などの貴重な自然環境を次世代へつなぐとともに、豊かな水と緑や生態系に親しみ、楽しめるまちをつくりま
- まちの美化活動に取り組むとともに、豊かな緑とたくさんのお花で彩ることで、美しい都市環境が広がるまちをつくりま
- エネルギー利用の効率化やごみの減量・資源化を推進して脱炭素社会を実現し、人と地球環境にやさしい持続可能なまちをつくりま

(3) いつまでも快適に暮らし続けられるまち

地域の特性を踏まえながら、良好な市街地を形成しつつ利便性の高い交通環境を整備し、誰もがいつまでも快適に暮らせる持続可能なまちをつくります。

- 計画的な土地利用を図るとともに、地域の人々の発意による主体的な活動によって、個性豊かな活力あるまちをつくります。
- 区内外から多くの人々が集い、憩える、魅力的な広域拠点や、区民生活に根差した便利で憩える生活拠点を整備し、にぎわいある魅力的なまちをつくります。
- 良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らせるまちをつくります。
- 身近な公園を整備・保全し、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら、安全に活動できるまちをつくります。
- 道路の新設、拡幅、無電柱化等により安全で利便性の高い道路ネットワークを整備するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化により踏切をなくし、渋滞のない快適な交通環境が実現されたまちをつくります。
- 新金貨物線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実など移動しやすい環境整備を進め、誰もがいきいきと活動できる活力あるまちをつくります。

趣 旨

心安らぎ、快適な空間の中で、自分らしく充実した生活を送ることは、そこに暮らす全ての人々の願いです。

そのため、本区の特性である河川や自然豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、良好な住環境や利便性の高い交通環境が整備された、人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちを目指すこととし、「人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち」を基本的な方向性として掲げました。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 全ての人々が不自由なく暮らせる視点をもって、ユニバーサルデザインについて基本構想に記載し、取組を進めるべきである。
- ・ 利用者の視点や利用状況のイメージを持てる想像力や感性を更に高めながら、ユニバーサルデザインの取組を進めていくべきである。
- ・ まちづくりをハード的な面からソフト的な面へとシフトしていくことが必要である。
- ・ 多世代共生を進めていく必要がある。
- ・ 外国人との共生社会の実現について記述するべきである。
- ・ 自然環境と都市環境の概念を整理して記述するべきである。
- ・ 若者が環境の問題に関心を持ち、行動するよう取り組むべきである。
- ・ 葛飾の自然は人工的なものが多いといった視点を踏まえて、「自然」という表現を使用するべきである。自然や生態系に親しみ、楽しく学べる視点が必要である。

- ・ 「街並みや景観が美しい」という区民の意見が少ないため、景観の向上を図りつつ、美しいまちをつくる必要がある。
- ・ 今後の安全・安心で快適な暮らしのためには、気候変動に備える視点が必要である。
- ・ ファミリー層の転入を増やすため、区民ニーズの高い交通利便性の改善について基本構想に記載し、取組を進めるべきである。

区民からの主な意見

- ・ 街路樹のある広めの歩道を増やすことは、美しい都市環境や、散歩を促進することによる高齢者のフレイル防止につながる。
- ・ 利便性の高い交通環境整備のため、鉄道の整備に最も力を入れるべきである。
- ・ 新金貨物線の早期運行実現を構想として前面に出し、具体化する必要がある。

検討経過

(1) 人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

人権・多様性、非核平和、ユニバーサルデザイン、多文化共生など、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりに向けた方向性を示すものです。

上記、全ての人々が不自由なく暮らせる視点、利用者の視点や利用状況のイメージを持てる想像力・感性を更に高めながらユニバーサルデザインの取組を進めていくべきという意見、外国人との共生社会の実現に関する意見なども踏まえ、誰もが、思いやりの心を持って互いの個性や文化の違いを認め合い、共に支え合いながら自分らしく暮らせるまちづくりを進めることとしました。

(2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち

自然環境、都市環境、脱炭素社会の実現など、環境に関する方向性を示すものです。

葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、地球温暖化やそれに伴う気候変動に対応し、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちづくりを進めることとしました。

上記意見を踏まえ、自然環境に親しみつつ、豊かな緑とたくさんの花で彩られた美しい都市環境が広がるまちづくりを進める視点で整理するとともに、脱炭素社会の実現を図って、人と地球環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めることとし、そのための具体的な取組について、基本計画等の中で具体化していくこととしました。

(3) いつまでも快適に暮らし続けられるまち

地域街づくり、交通、公園・水辺などのまちづくりに関する方向性を示すものです。

上記、交通利便性の改善に取り組むべきという意見や、景観を向上して美しいまちをつくる必要があるといった意見を踏まえ、良好な都市景観や市街地の形成を図りながら、にぎわいのある魅力的な拠点や利便性の高い交通環境を整備し、地域の特性を踏まえつつ、誰もがいつまでも快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めることとしたものです。

4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち

下町人情をはじめとする地域文化や、優れた技術を持つ多種多様な産業は、本区がこれまで培ってきた財産であり、大きな魅力です。

こうした本区の魅力をより一層、磨き上げ、輝かせながら、国内外に発信し、国際性豊かな活気あふれるまちを目指すとともに、誰もが物心共に豊かに生活を楽しめる、にぎわいあるまちを目指します。

(1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち

本区の豊かな人情に根差した地域力や優れた産業力などの魅力を磨き上げ、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちをつくりまします。

- あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちをつくりまします。
- 区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくりまします。
- 誰もが、それぞれの個性や能力を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるまちをつくりまします。
- 多くの人でにぎわう便利で魅力的な商店や、身近に広がる都市農地に親しみながら、生活を豊かに楽しめるまちをつくりまします。
- 本区の有する豊かな観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、新たな観光資源を創出することで、多くの人々が訪れ、滞在し、地域産業全体がにぎわう観光のまちをつくりまします。
- 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくりまします。

(2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち

葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りを育み、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。

- 文化財をはじめとする文化的資源を保護し、活用しながら、本区の魅力を発掘し、磨き上げることで、歴史や文化の理解を深めつつふるさと葛飾を愛する心や誇りを育み、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。
- 区民が主体的・創造的に文化・芸術活動に親しめる環境を充実し、身近な地域で観る・聴く・参加できる文化・芸術活動が、人と人をつないでいく、葛飾らしい豊かな地域文化を育むまちをつくりまします。

趣 旨

下町人情をはじめとする地域文化や、優れた技術を持つ多種多様な産業は、本区がこれまで培ってきた財産であり、大きな魅力です。

産業振興や文化振興については、策定委員会・議会からも多くの意見が寄せられたことから、こうした本区の魅力をより一層、磨き上げ、輝かせながら、国内外に発信し、国際性豊かな活気あふれるまちを目指すとともに、誰もが物心共に豊かに生活を楽しめる、にぎわいあるまちを目指すこととし、「葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち」を基本的な方向性として掲げました。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 優れた技術を持つ区内事業所がこれからも活動していくために必要な内容について、基本構想に記述するべきである。
- ・ 人口減少により税収減も進むなら、企業誘致により産業を促進していく必要がある。
- ・ 「住みよいまち」は「便利なまち」である。そのためには、区内で仕事ができる環境を整える必要がある。
- ・ 母親が活躍できるよう、働き方改革の取組を進めるべきである。
- ・ 観光については、現状を把握した上で、今後目指す方向性を掲げるべきである。また、地域特有の魅力や区の資源を活かした観光施策を長期的な視点で考えていくべきである。
- ・ 観光については、住民の住みやすさを阻害しないようにするべきである。区民とのふれあいや人情を体験できるようにすることが葛飾らしい観光につながる。
- ・ 観光客が素通りしないよう、宿泊施設等の誘致も必要である。「多くの人を訪れ、滞在できる」というような文言を加えるべきである。
- ・ 個々人が文化的な生活を送れるようにし、区の文化の創造・振興につなげていくべきである。文化意識の向上を図るため、文化活動を強調するべきである。
- ・ 文化・芸術の環境整備に関わる内容についても記述するべきである。
- ・ 文化財や文化的資源を保存・活用しながらまちづくりに活かし、後世に継承していくことが大切である。
- ・ 葛飾に住み続けたいという思いを持ってもらうため、郷土愛を強くしていくことが大事である。

区民からの主な意見

- ・ 農地を残し、区民のために都内農地の有効利用を進めるべきである。

検討経過

(1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち

本区の産業、観光に関する方向性について示すものです。

本区の豊かな人情に根差した地域力や優れた産業力などの魅力を磨き上げ、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちづくりを進めることとしました。

上記意見のとおり、優れた技術を持つ区内事業所を振興するべきという意見や、区内で仕事ができる環境を整えるべきといった意見を踏まえ、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちづくりを進めるとともに、誰もが、それぞれの個性や能力を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるまちづくりを進めることとしました。

また、観光については、地域特有の魅力や区の資源を活かした観光を進めるべきという意見や、観光客が素通りしないよう「滞在」の要素を加えるべきといった意見を踏まえ、多くの人々が訪れ、滞在し、地域産業全体がにぎわう観光のまちづくりを進めることとしました。

(2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち

本区の文化に関する方向性について示すものです。

葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りを育み、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちづくりを進めることとしました。

上記のとおり、文化的な生活を送れるようにしながら区の文化の創造・振興につなげるべきという意見や、そのための環境づくりを進めるべきといった意見を踏まえ、区民が主体的・創造的に文化・芸術活動に親しめる環境を充実し、身近な地域で観る・聴く・参加できる文化・芸術の視点を位置付けることとしました。

また、上記意見を踏まえ、文化財や文化的資源を保存し、観光施策やまちづくりに活用していく視点を位置付けるとともに、そうした中で本区の魅力を発掘し、磨き上げながら、区を愛する心や誇りを育んでいくものとした。

5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち

I C T（情報通信技術）の進化により、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない様々な価値を生み出せるようになると期待されています。

日進月歩で進化する先進技術をあらゆる産業や区民生活に取り入れながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、誰もが洗練された質の高い生活を送れるまちを目指します。

- 誰もが先進技術の恩恵を享受できる環境を整備し、地域、年齢、性別、言語等による格差や差別がなく、自分らしく輝けるまちをつくります。
- 区内産業、地域社会、都市機能、行政サービスなどあらゆる分野で積極的に先進技術を活用することにより、誰もが安全・安心・快適に、豊かな区民生活を送れるまちをつくります。
- 先進技術を活用して、区内外の多様な主体との連携を図りつつ様々な知識や情報の共有を促進し、あらゆる人やモノとのつながりの中から新たな価値が創造される活力あるまちをつくります。
- 先進技術の発展に伴い発生する様々なリスクに対し、高いセキュリティ意識を持つとともに、適切に技術を活用できるよう対策や啓発を進めることで、誰もが情報や技術を正しく、安心して活用できるまちをつくります。

趣 旨

I C T（情報通信技術）の進化により、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない様々な価値を生み出せるようになると期待されています。

そのため、日進月歩で進化する先進技術をあらゆる産業や区民生活に取り入れながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、誰もが洗練された質の高い生活を送れるまちを目指すこととし、「先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち」を基本的な方向性として掲げました。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 技術革新によって、行政の在り方自体が大きく変化する。技術革新のタイムスケジュールを考慮しつつ、国の政策等も踏まえながら、先進技術を葛飾区に合った形でうまく取り入れていく必要がある。
- ・ A I（人工知能）では、対応できないサービスなどもあることから、そういった要素を見極めつつ、葛飾区に合った形で技術を活用していくことが必要である。
- ・ 先進技術の活用ありきとするべきではない。全ての区民に先進技術を押し付けるのではなく、先進技術の恩恵を全ての区民が得られるようにしていく形で記述するべきである。
- ・ 区内の先進技術の活用推進を図るためには、ハードの整備も併せて実施していく必要がある。そのための支援も必要である。

- ・ 区の情報化の推進と併せて区民の情報リテラシーの向上を図る必要があるとともに、情報格差を解消するための教育も必要である。
- ・ デジタル化については、インターネット上の差別・誹謗中傷を防止するための啓発などについても記述するべきである。
- ・ 先進技術を「最大限に」活用するよりも「最適に」活用するべきである。
- ・ 個人情報に係る安全の視点を加えるべきである。個人を尊重し、お互いにプライバシーを守る意識が醸成できると良い。
- ・ 先進技術を活用していく上で発生するリスクについても、基本構想に記述するべきである。
- ・ 区民のセキュリティ意識の向上や、先進技術と区民とのギャップを埋める施策に取り組んでいく必要がある。

区民からの主な意見

- ・ テレワークへの対応等、デジタル化を推進していくべきである。

検討経過

I C T（情報通信技術）をはじめとする先進技術の進化により、近年、区民生活が大きく変化しており、今後も、社会環境、労働環境を激変させていくことが予想されています。こうした先進技術の活用の視点は、上記4つの基本的な方向性の達成のための「手段」であるものの、経済発展や社会的課題の解決を図りながら、洗練された質の高い生活を享受していくためには、先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れていくことが不可欠であることから、これを5つ目の基本的な方向性として位置付けたものです。

当初、国が推進する Society 5.0（新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会）の方向性を踏まえつつ、先進技術を活用した無駄がなく暮らしやすい安全・安心なまちづくりや、区政への先進技術の活用などを中心に方向性の検討を進めました。

こうした検討の中、新型コロナウイルス感染症が拡大し、テレワークや web 会議の活用をはじめ、医療・教育など様々な場面においてオンラインサービスを活用する動きが急速に広がりを見せ、デジタル技術により人や組織、地域がオンラインでつながる「新たな時代」が到来しているという認識が広まりました。

そこで、上記意見も踏まえながら、誰もが先進技術の恩恵を享受できる視点、行政を含めあらゆる分野で積極的に先進技術の活用を図っていく視点、多様な主体との情報の共有・つながりを促進する視点、セキュリティ意識等の向上に向けた対策や啓発を進める視点から、本区の先進技術の活用に係る方向性をまとめました。

第5章 基本構想を実現するために

基本構想実現のためには、区は区民と協働しながら、地域の力を高め、持てる力を最大限に発揮していかなければなりません。

区は、基本構想の実現に向けて、以下の6つの項目に積極的に取り組みます。

1 協働の推進

基本構想を実現し、区民本位の区政とするためには、更なる協働の推進が不可欠です。

区は、様々な機会を通じて積極的に情報の発信を行い、地域課題の共有や相互理解を図るとともに、地域のまちづくりを担う人材の育成や連携・協力の機会の創出を進め、様々な分野において協働の取組を一層推進します。

2 効果的・効率的な行財政運営の推進

基本構想を実現していくためには、人口減少や少子高齢化の進行、災害等の危機の発生などの社会経済状況の変化に柔軟に対応できるよう、計画的な行財政運営を進め、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが不可欠です。

区は、自主財源の確保に努めるとともに、区民の立場から行政サービスを不断に見直し、改善を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を進めます。

3 執行体制の確立と職員の能力向上

基本構想を推進していくためには、行政需要に対応した執行体制の確立と職員の能力向上が不可欠です。

社会の変化に対応し、柔軟な意思決定ができる執行体制の確立に向け、不断の見直しを進めていくとともに、多様な価値観を理解し、地域が抱える課題を的確に把握し解決できる、信頼される職員の育成に取り組みます。

4 他自治体との連携

まちの更なるにぎわいの創出や、大規模化する災害などの課題に対応していくためには、地域の枠を超えた広域的な取組を一層進めていかなければなりません。

区は、地域を超えた様々な区民活動を側面から支援していくとともに、機会・契機を敏感に捉えながら他自治体との連携を一層深め、国や都との連携も図りながら、地域力の向上・地域課題解決に取り組みます。

5 自治権の拡充

平成12年に施行された改正地方自治法により、特別区は東京都の内部団体から脱却し「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、一般的に市が担うものとされている事務を担うことになりました。一方で、都は大都市行政の一体性と統一性の確保を名目に、未だ区が担うべき事務の一部を担っています。

今後、区民に最も身近な基礎的自治体として、主体的に事業を行えるよう、他区とも連携しながら自治権の拡充に努めます。

6 基本計画・実施計画の策定

基本構想に掲げた目標の実現に向けて、長期的展望に立った計画的な行政運営を推進するため、基本計画・実施計画を策定し、区民と区、国、関係する行政機関とが協働しながら葛飾区を築いていくための共有指針としていきます。

これらの計画に掲げる施策の進捗状況や達成状況を把握しつつ、評価、分析、見直しを行い、経営資源の最適化や施策の改善を進めます。

趣 旨

前章までに掲げる理念、将来像、その実現に向けた基本的な方向性の取組を進め、基本構想を実現していくためには、区は区民と協働しながら、地域の力を高め、持てる力を最大限に発揮していかなければなりません。

基本構想の実現に向けて区が取り組むべき事項として、6つの項目を掲げました。

策定委員会・議会からの主な意見

- ・ 効果的・効率的な行財政運営の推進については、少子高齢化だけでなく人口減少の視点も重要である。
- ・ デジタル化の進展により、区役所に行かなくても手続できるということがますます進んでいくことが見込まれる認識をもって、執行体制を確立するべきである。
- ・ 財政運営が厳しくなる中、基金への計画的な積立てや都区財政調整交付金の効率的な使い方などの方向性についても記載するべきである。
- ・ 行政評価などによる事務事業の見直しを一層進めていく必要がある。
- ・ 必要な区民サービスを継続させる上でも、今後の公共施設の在り方について、総量抑制の視点も含め、基本構想に記載するべきである。
- ・ 幹部職員などを見ると、女性の登用率に課題がある。区が率先して女性が活躍できるようにするべきである。
- ・ 行政の進捗管理に関する記述を加えるべきである。

区民からの主な意見

- ・ 協働を進めるために、区政の具体的なデータなどを公開していくべきである。
- ・ 行政評価制度を活用し、効果・改善が見込まれない既存事業は大胆な削減をしていくことが必要である。
- ・ 自治権の拡充を図りつつも、行政手続などは共通化を図るなど、自治体間で調整していくべきである。
- ・ 現実の行政が構想の理想どおりに行われることが重要である。
- ・ 地域の枠を超えた広域的な取組を一層進めていく必要がある。
- ・ 第5章については、どこに力を入れて進めていくのかを明確にしていく必要がある。
- ・ 新基本構想は非常に良い内容であると思うが、総花的過ぎる。全て良くなることは願ってもないが、力点を置くところを明確にするべきである。

検討経過

(1) 協働の推進

理念に掲げた「協働によるまちづくり」を進め、区民本位の区政を実現していくためには、様々な分野における協働を一層推進していく必要があります。情報発信、地域課題の共有、人材の育成などの協働の一層の推進に必要な区の実施についての方針を示しました。

(2) 効果的・効率的な行財政運営の推進・執行体制の確立と職員の能力向上

人口減少や少子高齢化の進行、災害等の危機の発生などの社会経済状況の変化に柔軟に対応していくためには、計画的な行財政運営を進め、持続可能で強固な財政基盤を確立するとともに、行政需要に対応した執行体制の確立と職員の能力向上を図っていくことが不可欠であることから、効果的・効率的な行財政運営の推進、執行体制の確立と職員の能力向上に向けた方針を示しました。

上記のとおり、デジタル化の進展による執行体制の確立に向けた意見、財政運営が厳しくなる中にある財源の効率的な使い方に関する意見、公共施設の在り方についての意見などを踏まえ、区民の立場から行政サービスや執行体制を不断に見直し、改善を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を進め、基本構想の実現につなげていく方針を示しました。

(3) 他自治体との連携・自治権の拡充

まちの更なるにぎわいの創出や、大規模化する災害などの課題に対応していくため、他自治体との連携を一層深め、国や都との連携を進めるとともに、今後も区民に最も身近な基礎的自治体として、主体的に事業を行えるよう、自治権の拡充に努める方針を示しました。

(4) 基本計画・実施計画の策定

基本構想に掲げられた理念、将来像、基本的な方針の実現に向け、基本計画・実施計画を策定することとしたものです。

基本計画・実施計画により、重点的かつ計画的に取組を進めるとともに、進捗状況や達成状況を把握しつつ、評価、分析、見直しを行い、経営資源の最適化や施策の改善を進めていく方針を示しました。

第3部 策定経過等

第1章 策定経過

平成31年3月18日	総務委員会において、新たな基本構想を策定することについて報告
令和元年5月16日	葛飾区基本構想及び葛飾区基本計画の策定に係る庁内検討組織の設置について、庁議決定
令和元年5月28日	基本構想及び基本計画の策定に関する事項の検討を行う庁内検討組織として「葛飾区基本構想・基本計画策定庁内検討会」を設置
令和元年5月29日	「葛飾区基本構想・基本計画策定庁内検討会」において、新基本構想の改定に係る検討を開始 (庁内検討会の開催回数：庁内検討会14回、幹事会14回)
令和元年6月12日	総務委員会において、「新基本構想・新基本計画の策定検討体制について」報告
令和元年6月19日	葛飾区議会議員協議会において、「新基本構想に係る検討の方向性について」報告
令和元年7月22日	総務委員会において、「基本構想・基本計画策定委員会の組織について」報告
令和元年7月29日	学識経験者、区内関係団体代表者、公募区民、区職員で構成される「葛飾区基本構想・基本計画策定委員会」を設置(全体会と4つの分科会で構成)
令和元年7月31日	第1回策定委員会(全体会)において、区長より委員委嘱を行い、区の現状等について共有
令和元年8月	第1回葛飾区区民モニターアンケートにおいて、「葛飾区のまちのイメージについて」調査
令和元年10月9日	葛飾区議会議員協議会において、「新基本構想に係る検討の方向性等について(案)」報告
令和元年10月11日	葛飾区基本構想の議会の議決に関する条例公布、施行
令和元年11月	第2回策定委員会(分科会)において、基本構想の検討の方向性や各分野の現状・課題について検討 第1分科会(11月14日)、第2分科会(11月8日)、 第3分科会(11月18日)

令和元年 12 月	「区民と区長との意見交換会」において、新基本構想・新基本計画の検討の方向性（案）を説明 柴又学び交流館（12 月 9 日）、青戸地区センター（12 月 11 日）、東立石地区センター（12 月 14 日）
令和元年 12 月 令和 2 年 1 月	第 3 回策定委員会（分科会）において、各分野の長期的な方向性について検討 第 1 分科会（12 月 20 日）、第 2 分科会（12 月 24 日）、第 3 分科会（12 月 26 日）、第 4 分科会（1 月 31 日）
令和 2 年 2 月 18 日	第 4 回策定委員会（全体会）において、新基本構想（中間のまとめ（案））について検討
令和 2 年 3 月 25 日	葛飾区議会議員協議会において、「新基本構想（中間のまとめ）について」報告
令和 2 年 6 月 11 日	総務委員会において、「新基本構想・新基本計画の策定スケジュールの変更等について」報告
令和 2 年 8 月 27 日	第 8 回策定委員会（全体会）において、新基本構想（素案に向けた検討案）について検討
令和 2 年 9 月 24 日	総務委員会において、「新基本構想・新基本計画の策定スケジュールの変更等について」報告
令和 2 年 11 月 12 日	第 10 回策定委員会（全体会）において、新基本構想（素案（案））について検討
令和 2 年 12 月 4 日	葛飾区議会議員協議会において、「葛飾区基本構想（素案）等について」報告
令和 2 年 12 月	「区民と区長との意見交換会」において、新基本構想・新基本計画の検討状況について説明 四つ木地区センター（12 月 7 日）、水元学び交流館（12 月 10 日）、高砂地区センター（12 月 12 日）
令和 2 年 12 月 7 日～ 令和 3 年 1 月 5 日	葛飾区基本構想（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施
令和 3 年 1 月 21 日	策定委員会の検討結果として、「葛飾区基本構想（案）」を区長に報告（策定委員会開催回数：全体会 5 回、分科会延べ 7 回）
令和 3 年 1 月 28 日	「葛飾区基本構想」区案について庁議決定
令和 3 年 2 月 16 日	令和 3 年第 1 回定例会に「葛飾区基本構想」を議案として提出
令和 3 年 3 月 26 日	令和 3 年第 1 回定例会において「葛飾区基本構想」を議決

第2章 葛飾区基本構想・基本計画策定委員会

1 検討体制

区分	主な検討分野
全体会	基本構想及び基本計画の策定に関する事項全般
第1分科会	健康、医療、高齢者支援、障害者支援、地域福祉、人権・平和・ユニバーサルデザイン
第2分科会	街づくり、防災・安全、交通、公園・水辺、環境、産業、観光、地域活動、文化、国際
第3分科会	子ども・家庭支援、学校教育、地域教育、生涯学習、スポーツ
第4分科会	上記の各検討分野における情報通信技術の活用

2 委員名簿（順不同・敬称略）

区分	氏名	所属等
委員長	中林 一樹	東京都立大学・首都大学東京 名誉教授
副委員長	河合 克義	明治学院大学 名誉教授

第1分科会

◎：分科会長 ○：副分科会長

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎河合 克義	明治学院大学 名誉教授
	○河原 和夫	東京医科歯科大学 名誉教授
区内関係 団体代表者	堀越 克夫	葛飾区自治町会連合会 副会長
	遠藤 啓一郎	葛飾区医師会 副会長
	古宮 秀記	葛飾区歯科医師会 専務理事
	大浦 康栄	葛飾区薬剤師会 副会長
	浅野 幸継	葛飾区社会福祉協議会 会計理事
	吹本 愛子	葛飾区高齢者クラブ連合会 副会長
	根本 文夫	葛飾区手をつなぐ親の会 会長
	小林 隆猛	葛飾区民生委員児童委員協議会 会長
	岩田 敦子	東京人権擁護委員協議会葛飾地区人権擁護委員会 地区代表
区民	谷本 綾乃	公募区民
	田中 勝則	公募区民
区職員	田口 浩信	葛飾区政策経営部長

第2分科会

◎：分科会長 ○：副分科会長

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎中林 一樹	東京都立大学・首都大学東京 名誉教授
	○谷川 隆一	葛飾区中小企業診断士会
区内関係 団体代表者	大山 安久	葛飾区自治町会連合会 副会長
	中村 靖雄	東京都建築士事務所協会葛飾支部 副支部長
	青木 堅治	東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部 支部長
	谷茂岡 正子	葛飾区消費者団体連合会 会長
	藤井 俊之	葛飾区緑化推進協力員会 会長
	沢崎 俊之	かつしか花いっぱいのみちづくり推進協議会 会長
	武者 英之	葛飾区地球温暖化対策地域協議会 会長
	市原 みずよ	葛飾区生物多様性推進協議会 副会長
	矢部 文雄	東京商工会議所葛飾支部 副会長
	染谷 光雄	葛飾区商店街連合会 会長
	浅野 文明	葛飾区工場団体連合会 会員
	吉田 敏子	東京スマイル農業協同組合 理事
	松村 誠治	連合葛飾地区協議会 議長
	石川 宏太	葛飾区観光協会 理事
	菊入 栄	葛飾吹奏楽団 楽団長
大塚 貴由	アジアと交流する市民の会 会長	
区民	川名 泉	公募区民
	長 達也	公募区民
区職員	田口 浩信	葛飾区政策経営部長

第3分科会

◎：分科会長 ○：副分科会長

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎近藤 精一	元東京学芸大学教職大学院 特任教授
	○太田 光洋	長野県立大学健康発達学部こども学科 教授
区内関係 団体代表者	秋本 勝利	葛飾区自治町会連合会 副会長
	山口 千晴	葛飾区私立保育園連盟 会長
	鏡 晴明	葛飾区私立保育園経営者協議会 監事
	千島 淳子	葛飾区私立幼稚園連合会 理事
	佐々木 美緒子	葛飾区私立学童保育クラブ連盟 会長
	堀越 建夫	葛飾区立小学校PTA連合会 副会長
	長峰 新	葛飾区立中学校PTA連合会 会長
	矢作 和昭	葛飾区保護司会 副会長
	倉持 俊次郎	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会 立石地区委員会会長
	大畑 廣行	葛飾区社会教育委員
	高橋 尚美	葛飾区体育協会 理事
区民	千田 敏恵	公募区民
	菊池 甫	公募区民
区職員	田口 浩信	葛飾区政策経営部長

第4分科会

◎：分科会長 ○：副分科会長

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎安田 晃	葛飾区CIO補佐官・技術士《情報工学、電気電子、総合技術監理》
	○橋本 義平	葛飾区システム評価専門部会 部会長・技術士《情報工学》
	武安 真児	葛飾区システム評価専門部会 部会員・技術士《情報工学、総合技術監理》
分科会代表	河合 克義	第1分科会の代表
	中林 一樹	第2分科会の代表
	近藤 精一	第3分科会の代表
区職員	田口 浩信	葛飾区政策経営部長

第3章 庁内検討体制

1 葛飾区基本構想・基本計画策定庁内検討会

区分	職
会長	区長
副会長	副区長
委員	教育長 政策経営部長 オリンピック・パラリンピック担当部長 デジタル推進担当部長 総務部長 区長室担当部長 施設部長 地域振興部長 危機管理・防災担当部長 産業観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 子育て支援部長 都市整備部長 交通・都市施設担当部長 街づくり担当部長 教育次長 学校教育担当部長

2 葛飾区基本構想・基本計画策定庁内検討会幹事会

区分	職
幹事長	政策経営部長
副幹事長	政策企画課長 基本計画担当課長
幹事	経営改革担当課長 財政課長 総務課長 施設管理課長 地域振興課長 産業経済課長 環境課長 福祉管理課長 地域保健課長 育成課長 調整課長 教育総務課長



葛飾区基本構想（説明資料）

発行日：令和3年7月

発行：葛飾区

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3695-1111（代表）

<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

編集：葛飾区政策経営部政策企画課